

外国人雇用状況届出システム 操作マニュアル

2025 年 1 月

- ・ Microsoft、Windows、Microsoft Edge は、米国及びその他の国における Microsoft Corporation 並びにその関連会社の登録商標又は商標です。
- ・ その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標又は商標です。

ご注意

- (1) 本書の内容の一部又は全部を無断で転載することは禁止されています。
- (2) 本書の内容は、予告なしに変更することがあります。
- (3) 外国人雇用状況届出システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害については責任を負いません。
- (4) 本書の内容で、ご不明な点や誤りなどお気づきの点がありましたら、hw-gaikokujin@mhlw.go.jpへお願いします。
- (5) 本書の図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

Copyright © 2016 厚生労働省職業安定局

目次

目次	0
I はじめに	1
1. 外国人雇用状況届出システムとは	1
2. 外国人雇用状況届出システムへのアクセス	2
II ユーザ情報の管理	5
1. ユーザ情報の登録	5
2. 事業所情報の修正	16
3. パスワードの再登録【パスワードを忘れたとき】	19
4. パスワードの変更	21
5. ユーザ情報の変更	23
III 雇用情報の登録	25
1. 雇用情報の新規登録	25
2. 雇用情報の修正	31
3. 離職情報の登録	37
4. 雇用情報の複数登録	43
IV その他	50
1. お問い合わせ画面	50
2. サービスご利用時の注意	51
3. 参考 資格ごとに定める在留期限	52
4. 参考 よくある質問	54

I はじめに

1. 外国人雇用状況届出システムとは

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、全ての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

外国人雇用状況届出システム（以下「本システム」。）は、インターネットにより外国人労働者の雇入れ・離職の届出を行うためのシステムです。

なお、雇用した外国人が雇用保険被保険者であって、雇用保険被保険者資格取得届（以下、「資格取得届」。）又は雇用保険被保険者資格喪失届（以下、「資格喪失届」。）により外国人雇用状況届出を行った場合は、本システムでの雇用情報新規登録又は離職情報登録は不要です。

本システムで表示される外国人雇用情報は、事業主が本システムを利用して登録したもののほか、資格取得届・資格喪失届・外国人雇用情報届出書（様式第3号）により届出された情報が含まれます。また、ハローワークで各登録・届出の内容を確認し、修正等を行った場合は、適宜反映されます。

2. 外国人雇用状況届出システムへのアクセス

インターネットに接続可能な端末でブラウザを起動し、ハローワークインターネットサービスの「事業主の方」から、「外国人雇用状況届出について」更に「外国人雇用状況届出」をクリックします。

なお、ハローワークインターネットサービス内「申請等をご利用の方へ」の画面（上の「外国人雇用状況届出について」をクリックして開く画面）から、「外国人雇用状況届出システム操作マニュアル」を参照することができます。

① 事業主の方

The screenshot shows the HelloWork Internet Service homepage. The 'Business Owner' (事業主の方) section is highlighted with a red border. The page is divided into three main columns: 'Find Jobs' (仕事をお探しの方), 'Business Owner' (事業主の方), and 'Job Seekers' (ハローワーク求人・求職情報提供サービスをご利用の方). The 'Business Owner' column contains links for login, registration, and password management. The 'Job Seekers' column contains links for login and registration, and a link to the user manual.

事業主の方

事業主の方へのサービスのご案内

ログイン（求職者マイページ）

求職者マイページをお持ちの方は、ログインして求人情報検索などのメニューをご利用ください。

求人情報検索

＜マイページをお持ちでない方＞

全国のハローワークで受け付けた求人を検索できます。

ハロートレーニングコース情報検索

ハローワークがあっせんする職業訓練（ハロートレーニング）の検索ができます。

求職申込み（仮登録）

事前にインターネット上で求職申込みの仮登録ができます。（仮登録後、ハローワークにお越しください。）

求職者マイページ開設（パスワード登録）

ハローワークで「求職者マイページ」開設のためのアカウントを登録した方は、こちらからパスワードを登録してください。

事業所登録・求人申込み（仮登録）

＜マイページをお持ちでない方＞

こちらから求職者マイページを開設し（アカウント等を登録）、事業所登録・求人申込み（仮登録）を行ってください。（仮登録後、ハローワークにお越しください。）

求職者マイページ開設（パスワード登録）

ハローワークで「求職者マイページ」開設のためのアカウントを登録した方は、こちらからパスワードを登録してください。

ハローワーク求人・求職情報提供サービスのご案内

ハローワーク求人・求職情報提供サービスのご案内

※ログインする方はこちらをクリック

ハローワークなどの所在地情報

求職者マイページ利用者マニュアル[PDF:24089KB]

求職者マイページ利用者マニュアル[PDF:39406KB]

② 申請等をご利用の方へ

HelloWork Internet Service
ハローワーク インターネットサービス

[トップ](#) > 事業主の方へのサービス

事業主の方へのサービス

[ハローワークを利用する](#) | [求人者マイページを利用する](#) | [イベントを探す](#) | [雇用保険・助成金のご案内](#) | [各種ご案内](#)

このサイト(ハローワークインターネットサービス)で提供しているサービスやそれぞれの利用方法などについてご案内します。

ハローワークを利用する

事業所登録・求人申込み(仮登録)

ハローワークでは、みなさまからいただいた求人をハローワークに求職登録いただいている全国の求職者の方をはじめ、インターネットを通じて広く提供し、ご希望に合う求職者の方をご紹介します。

- [初めてご利用になる求職者の方へ～ハローワークのサービスについて～](#)
- [求人申込み手続きの流れ](#)
- [太卒等の求人申込み手続きの流れ](#)
- [求人申込み、採用・選考にあたっての留意事項](#)
- [事業所・求人情報の入力方法](#)
- [ハローワーク所在地のご案内](#)

各種ご案内

新卒者・既卒者、若年者の雇用 新卒者・既卒者、若年者の雇用について	外国人の雇用 外国人雇用状況届出について 外国人雇用対策について
高齢者の雇用 高齢者雇用対策について	農林漁業に関する相談 農林漁業の雇用対策
東日本大震災関連情報 企業・法人の方へ	職場情報総合サイトのご案内 職場情報総合サイト
地方自治体や民間職業紹介事業者への求人情報の提供 求人事業主の方へ	

震災被災者のための求人のお願

東北地方太平洋沖地震の被災地においては、数多くの方が仕事を失い、生活再建のために新たな就職先を探されています。住居さえも失ったため、社宅・寮付きの仕事や住込可能な仕事をご希望される方も多い状況にあります。

ハローワークでは、各事業主の皆様に、これらの方々の積極的な雇い入れにご理解をいただき、「震災被災者対象求人」として求人のお申込みをいただくようお願いしております。是非、お近くのハローワークにお申込み・ご相談をお願いします。

③ 外国人雇用状況届出

HelloWork Internet Service
ハローワーク インターネットサービス

アクセシビリティ
情報提供ツール

厚生労働省

[トップ](#) > 申請等をご利用の方へ

申請等をご利用の方へ

ページ
最下部へ

雇用保険の各種届出について(様式の掲載など)

雇用保険手続支援

雇用保険の申請に必要な帳票を作成できます。
なお、毎週日曜日の22時～翌日の8時までにはシステムメンテナンス時間となりますので、当機能は利用できません。

雇用保険手続支援

雇用保険手続きのご案内

利用マニュアル [PDF: 1100KB]

申請・届出手続きのご案内

雇用保険の届出はインターネット (e-Gov) から行うことができます。
申請・届出の手続きは下記サイトをご利用ください。

[e-Gov: 電子政府の総合窓口](#)

[厚生労働省: 電子申請・届出等の手続き案内](#)

外国人雇用状況届出

「外国人雇用状況届出」により、外国人の雇入れ・離職時にその氏名・在留資格等を届け出てください。
インターネットでも届出ができます。
利用時の手順書については以下をご参照ください。

[外国人雇用状況届出システム操作マニュアル](#) [PDF: 4105KB]

特定技能1号、2号のコードは以下をご参照ください。

[特定技能の暫定コード一覧](#) [PDF: 49KB]

[リンク集](#) | [サイトマップ](#) | [サイトポリシー](#) | [プライバシーポリシー](#) | [利用規約](#) | [よくあるご質問](#) | [お問い合わせ先](#) | [所在地情報](#)

ページ
最上部へ

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

II ユーザ情報の管理

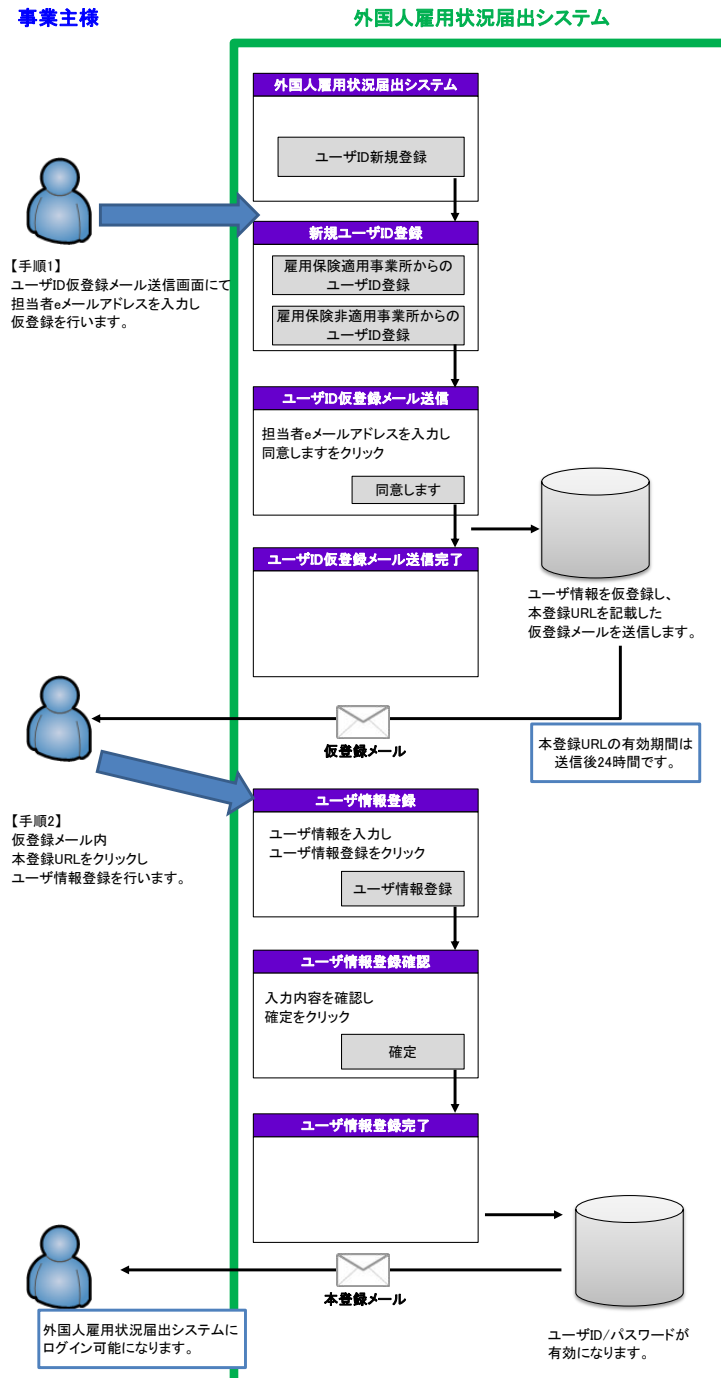
1. ユーザ情報の登録

初めて本システムを使用する場合、ユーザ情報登録が必要になります。

事業主様がユーザ情報登録を行う場合は、ユーザ情報登録仮登録メール送信画面にて担当者 e メールアドレスを入力の上、仮登録を行うと、仮登録メールが届きます。

24 時間以内に仮登録メール内の本登録 URL をクリックし、ユーザ情報を登録することでユーザ情報登録が完了となります。

ユーザ情報登録の流れを図でご案内します。



仮登録メールの文面

外国人雇用状況届出システム電子申請のご利用ありがとうございます。

このメールは以下の方々にお送りしています。

1. 外国人雇用状況届出システムのユーザ仮登録申込みを行った方
2. パスワード再登録依頼を行った方

1. ユーザ仮登録申込みを行った方へ

外国人雇用状況届出システムのユーザ仮登録申込みを受け付けました。
以下の【ユーザ登録の流れ】に従い、ユーザ本登録を行ってください。

【ユーザ登録の流れ】

- (1) 本メール受信後24時間以内に、▼ユーザ本登録用アドレス▼にアクセスし、ユーザ本登録（事業所情報登録）を行ってください。
24時間以内にユーザ本登録手続きが完了しない場合は、無効となりますのでご了承ください。
その場合は再度ユーザ仮登録申し込みを行っていただきますようお願い申し上げます。
- (2) ユーザ本登録が完了しますと、外国人雇用状況届出システムへのログイン及びインターネットから外国人雇用状況の届出ができるようになります。

2. パスワード再登録依頼を行った方へ

外国人雇用状況届出システムのパスワード再登録依頼を受け付けました。
以下の【パスワード再登録の流れ】に従い、パスワードの再登録を行ってください。

【パスワード再登録の流れ】

- (1) 本メール受信後24時間以内に、▼ユーザ本登録用アドレス▼にアクセスし、パスワードの再登録を行ってください。
24時間以内にパスワード再登録手続きが完了しない場合は、無効となりますのでご了承ください。
その場合は再度パスワード再登録依頼を行っていただきますようお願い申し上げます。
- (2) ユーザ本登録が完了しますと、外国人雇用状況届出システムに新しいパスワードでログインできるようになります。

受付日時：****/**/****:****

▼ユーザ本登録用アドレス▼

https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/002070.do?action=initDisp&screenId=002070&loginFlag=*****

※お使いのメールソフトで表示する際にユーザ本登録用アドレスが2行に渡って表示されている場合は途中で改行されてしまいアクセスできない可能性があります。
エラーになった場合は、ご使用のブラウザのアドレスとメールに記載されているアドレスが同じかどうかご確認ください。

※毎週日曜日の22時から翌日の8時までシステムメンテナンスのため、ユーザ本登録とパスワード再登録のお手続きをご利用いただけません。
その他に機器等のメンテナンス作業によりシステムメンテナンスを行うこともありますが、その場合は外国人雇用状況届出システムのトップページの「お知らせ」をご確認ください。

<<注意事項>>

1. パスワードは数字、英字、記号の3種類すべてを用い、8文字以上を登録してください。
2. 個人情報（生年月日など）や他人に推測されやすいパスワードは登録しないでください。
3. ユーザIDに類似したパスワードは登録しないでください。

ご不明な点などございましたら、
管轄のハローワークまでお問合せください。

- ・本メールアドレスに対しての返信はご遠慮ください。
- ・本メールにお心当たりがない場合には、第三者による誤登録、不正登録等の可能性があります。
お手数ですが、メールを削除していただきますようお願い申し上げます。

本登録メールの文面

このメールはインターネットにて
外国人雇用状況届出システムにユーザ本登録申し込みを
行った方にお送りしています。

この度は外国人雇用状況届出システムのユーザ登録申し込みを頂き、
誠にありがとうございます。
以下の通り、外国人雇用状況届出システムのユーザ本登録申し込みが
完了しました。

受付日時：****/**/** **:*:*:

事業所名：〇〇〇事業所

ユーザID：****-*****-

外国人雇用状況届出システムにログインができるようになりました。
インターネットから外国人雇用状況が届出できます。

ご不明な点などございましたら、
管轄のハローワークまでお問い合わせください。

- ・このメールアドレスに対しての返信はご遠慮ください。
- ・このメールに身に覚えのない方は、このメールを削除してください。

留意事項

資格取得届、資格喪失届及び外国人雇用状況届出書（以下、様式第3号（国・地方公共団体の場合は通知様式。以下同じ。））等の届出用紙により、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザID及びパスワードを取得することはできません。以前に資格取得届、資格喪失届及び様式第3号による外国人雇用状況の届出を行ったことがあり、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが事業所を管轄するハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。

（1）外国人雇用状況届出システムトップページ

トップページの「**ユーザID新規登録**」ボタンを押下してください。

厚生労働省
外国人雇用状況届出システム

外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力供給の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

留意事項

様式第3号（国・地方公共団体の場合は通知様式。以下同じ。）等の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザID及びパスワードを取得することはできません。以前に様式第3号による届出を行い、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが、様式第3号を届け出たハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。

届出時の注意事項等を掲載していますので、ご確認ください。

⇒ [届出時の注意事項](#)

ログインに一定回数失敗した場合、一時的にログインができなくなります。ログインができない場合、時間を置いて再度ご利用をお願いいたします。

お知らせ

【操作マニュアルのご案内】

ハローワークインターネットサービスの「申請等をご利用の方へ」に、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載しています。

操作上ご不明点等ございましたら、ご活用ください。

その他、システムメンテナンス等のお知らせについては、以下のリンクからご確認ください。

⇒ [ハローワークインターネットサービス 新着情報・お知らせ](#)

ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザIDをすでにお持ちの方は、ユーザIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意： ユーザIDおよびパスワードは第三者に知られないように大切に管理してください。

ユーザID

パスワード

[サービスご利用時の注意](#)

ログイン

ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

ユーザID新規登録

外国人雇用状況届出システムのユーザIDをお持ちでない方は、ユーザIDの新規登録を行ってください。

パスワード再登録

パスワードを忘れた方はこちらです。

お問合せ

外国人雇用状況届出システムによくあるお問合せを掲載しました。

厚生労働省職業安定局

当ホームページは、Google Chrome、Microsoft Edgeで動作の確認を行っています。

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(2) ユーザ情報の仮登録

- ・雇用保険適用事業所の場合 ⇒ 「雇用保険適用事業所からのユーザID仮登録」
 - ・雇用保険適用事業所以外の場合⇒ 「雇用保険非適用事業所からのユーザID仮登録」
- を押下してください。

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

新規ユーザID登録

トップメニュー > 新規ユーザID登録

新規ユーザID登録手順

○雇用保険適用事業所番号をお持ちの方

1. 当画面の「**雇用保険適用事業所からのユーザID仮登録**」をクリックしてください。
「ユーザID仮登録メール送信」に遷移します。
2. 雇用保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザID仮登録メールを送信します。
3. しばらくすると、仮登録メールが通知されますのでメール内容のアドレスにアクセスしてください。
「ユーザ情報登録」が表示されます。
4. 「ユーザ情報登録」で事業所情報を入力してください。入力後「ユーザ情報登録」をクリックしてください。
「ユーザ情報登録確認」が表示されます。
5. 「ユーザ情報登録確認」に表示されている事業所情報を確認し、誤りがなければ「確認OK」をクリックしてください。
ユーザID本登録メールを送信しますのでメール内容を確認してください。
また、ユーザ本登録(ユーザID本登録メール送信)が完了しますと、ユーザIDの登録は完了です。
6. ログインを行い、雇用状況の報告をおこなってください。

○雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方

1. 当画面の「**雇用保険非適用事業所からのユーザID仮登録**」をクリックしてください。
「ユーザID仮登録メール送信」に遷移します。
2. 都道府県、管轄のハローワーク、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザID仮登録メールを送信します。
3. しばらくすると、仮登録メールが通知されますのでメール内容のアドレスにアクセスしてください。
「ユーザ情報登録」が表示されます。
4. 「ユーザ情報登録」で事業所情報を入力してください。入力後「ユーザ情報登録」をクリックしてください。
「ユーザ情報登録確認」が表示されます。
5. 「ユーザ情報登録確認」に表示されている事業所情報を確認し、誤りがなければ「確認OK」をクリックしてください。
ユーザID本登録メールを送信しますのでメール内容を確認してください。
また、ユーザ本登録(ユーザID本登録メール送信)が完了しますと、ユーザIDの登録は完了です。
6. ログインを行い、雇用状況の報告をおこなってください。

雇用保険適用事業所番号をお持ちの方
雇用保険適用事業所からのユーザID仮登録

雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方
雇用保険非適用事業所からのユーザID仮登録

トップメニュー

[▲このページのトップへ](#)

厚生労働省職業安定局

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(3) ユーザID仮登録メール送信

必要事項を入力し、仮登録メールを送信する場合は「同意します」を押下します。

① 雇用保険適用事業所の場合

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザID仮登録メール送信

トップメニュー

トップメニュー > 新規ユーザID登録 > ユーザID仮登録メール送信

■ 操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、雇用保険適用事業所番号、担当者メールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザID仮登録メールを送信します。

■ 注意事項

- 当システムでは事業所情報、外国人雇用情報を用いて統計集計をおこなっております。
また、アクセスログによる利用状況集計もおこなっております。
- 誤って登録した外国人雇用情報を削除する場合には、管轄のホームページまでご連絡ください。
- システムにログインを行った場合は、システムを終了するときに「ログアウト」を必ず行ってください。
「ログアウト」をクリックしないと、情報が他者に悪用される危険があります。
- 登録するパスワードは個人情報(生年月日など)や他人に推測されやすいパスワードは登録しないでください。
- 当システムで使用するユーザIDやパスワードは他人に教えないでください。
- 当システムで使用するユーザIDに類似したパスワードは使用しないでください。

・上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。

雇用保険適用事業所番号	XXXX - XXXXXX - X (半角数字)
担当者メールアドレス	XXXXXXXXXX@XXXX.XX.jp
担当者メールアドレス(再入力)	XXXXXXXXXX@XXXX.XX.jp

※ ユーザID仮登録メールが送られました。24時間以内にメール内容のアドレスにアクセスし、ユーザ情報登録(ユーザID仮登録)を完了してください。
24時間以内にユーザ情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

戻る 同意します

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

② 雇用保険適用事業所以外の場合

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザID仮登録メール送信

トップメニュー

トップメニュー > 新規ユーザID登録 > ユーザID仮登録メール送信

■ 操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、郵便番号、管轄のホームページ、担当者メールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザID仮登録メールを送信します。

■ 注意事項

- 当システムでは事業所情報、外国人雇用情報を用いて統計集計をおこなっております。
また、アクセスログによる利用状況集計もおこなっております。
- 誤って登録した外国人雇用情報を削除する場合には、管轄のホームページまでご連絡ください。
- システムにログインを行った場合は、システムを終了するときに「ログアウト」を必ず行ってください。
「ログアウト」をクリックしないと、情報が他者に悪用される危険があります。
- 登録するパスワードは個人情報(生年月日など)や他人に推測されやすいパスワードは登録しないでください。
- 当システムで使用するユーザIDやパスワードは他人に教えないでください。
- 当システムで使用するユーザIDに類似したパスワードは使用しないでください。

・上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。

郵便番号	NNNN
管轄のホームページ	NNNNNNNNNN
担当者メールアドレス	XXXXXXXXXX@XXXX.XX.jp
担当者メールアドレス(再入力)	XXXXXXXXXX@XXXX.XX.jp

※ ユーザID仮登録メールが送られました。24時間以内にメール内容のアドレスにアクセスし、ユーザ情報登録(ユーザID仮登録)を完了してください。
24時間以内にユーザ情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

戻る 同意します

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(4) ユーザID仮登録メール送信完了

送信が正常に行われた場合、送信完了画面が表示されます。

ここまでは、ユーザ情報の登録は完了していません。仮登録メールが送信されますので、メール内のアドレスにアクセスし、24 時間以内にユーザ情報の登録を完了してください。

① 雇用保険適用事業所の場合

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザID仮登録メール送信完了

トップメニュー > 新規ユーザID登録 > ユーザID仮登録メール送信 > ユーザID仮登録メール送信完了

仮登録メールを送信しました。

■ 操作説明

「トップメニュー」をクリックしてください。

■ 仮登録メール送信先

雇用保険適用事業所番号	XXXXX.XXXXXXX
担当者メールアドレス	XXXXXXXXXX@XXXXXX.jp

※ ユーザID仮登録メールが届きましたら、24時間以内にメール内のアドレスにアクセスし、ユーザ情報登録を完了してください。
24時間以内にユーザ情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

トップメニュー

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

②雇用保険非適用事業所の場合

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザID仮登録メール送信完了

トップメニュー > 新規ユーザID登録 > ユーザID仮登録メール送信 > ユーザID仮登録メール送信完了

仮登録メールを送信しました。

■ 操作説明

「トップメニュー」をクリックしてください。

■ 仮登録メール送信先

郵便局名	〒XXXXXX
官報のハローワーク	XXXXXXXXXXXX
担当者メールアドレス	XXXXXXXXXX@XXXXXX.jp

※ ユーザID仮登録メールが届きましたら、24時間以内にメール内のアドレスにアクセスし、ユーザ情報登録を完了してください。
24時間以内にユーザ情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

トップメニュー

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

ユーザ I D 仮登録メール内のアドレスをクリックし、ユーザ情報登録画面から必要事項を入力し、**ユーザ情報登録**ボタンを押下してください。

お使いのメールソフトで表示する際にユーザ本登録用アドレスが2行に渡って表示されている場合は、途中で改行されてしまいアクセスできない可能性があります。

エラーになった場合は、ご使用のブラウザのアドレスとメールに記載されているアドレスが同じかどうかご確認ください。

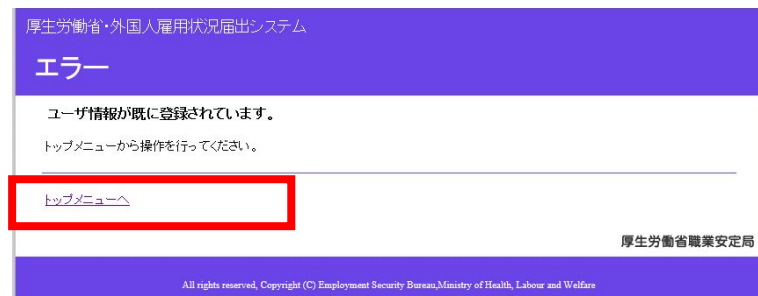
厚生労働省職業安定局

13

※ 既に事業所情報が登録されている場合（パスワード再登録からのユーザ登録、ハローワークにおいて事業所情報が登録されている場合）は、初期情報として該当する事業所情報が表示されます。

留意事項

ユーザ I D 仮登録メール内のアドレスをクリックした際、「ユーザ情報が既に登録されています。」とのメッセージが表示された場合は、ユーザ I D が登録済みです。資格取得届、資格喪失届及び様式第 3 号の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、ユーザ I D 及びパスワードを取得することはできません。以前に資格取得届、資格喪失届及び様式第 3 号による外国人雇用状況の届出を行ったことがあり、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが事業所を管轄するハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。



(6) ユーザ情報登録確認

登録内容を確認し、確定する場合は**確定**ボタンを押下してください。

ユーザ情報登録完了画面へ移動します。

登録内容を変更する場合は、**戻る**ボタンを押下し、ユーザ情報登録画面で修正してください。

(7) ユーザ情報登録完了

メッセージを確認し、本登録が完了したことを確認します。

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザ情報登録完了

ユーザ情報登録 > ユーザ情報登録確認 > ユーザ情報登録完了

ユーザ情報を登録しました。本登録メールを送信しました。

操作説明

「トップメニュー」をクリックしてください。

本登録メール送信先

都道府県	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
ハローワーク	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
事業所番号(ユーザID)	XXXX-XXXXX-X (XXXX-XXXXXX-X)
事業所名	NN
担当者メールアドレス	XXXXXXXXXX@XXXX.XX.jp

※ 担当者メールアドレスに誤りがあるとメールが届きませんので、必ず確認してください。

※ 本登録メールが届きましたら、メール内容を確認してください。

トップメニュー

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(1) 雇用情報メニュー

[illegible]

(4) 事業所情報修正確認

事業所情報修正画面にて修正した事業所情報を確認します。修正を確定する場合は「確定」ボタンを押下してください。変更する場合は「戻る」ボタンを押下して事業所情報修正画面へ戻ってください。

(5) 事業所情報修正完了

メッセージを確認し、修正が完了したことを確認します。

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

事業所情報修正完了

雇用情報メニュー ログアウト

トップメニュー > 事業所情報確認 > 事業所情報修正 > 事業所情報修正確認 > 事業所情報修正完了

事業所情報を修正しました。

操作説明

「事業所情報確認」をクリックしてください。

事業所情報

都道府県	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ハローワーク	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
事業所番号(ユーザID)	XXXX-XXXXXX-X (XXXX-XXXXXX-X)
事業所名	XX

事業所情報確認

厚生労働省職業安定局

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

3. パスワードの再登録【パスワードを忘れたとき】

パスワードを忘れてしまった場合に行います。

パスワード再登録依頼 → パスワード再登録依頼完了 → ユーザ情報登録
→ ユーザ情報登録確認 → ユーザ情報登録完了

(1) 外国人雇用状況届出システムトップページ

ログイン画面からパスワード再登録を押下します。

厚生労働省

外国人雇用状況届出システム

外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力需給の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

留意事項

様式第3号（国・地方公共団体の場合は通知様式。以下同じ。）等の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザID及びパスワードを取得することはできません。以前に様式第3号による届出を行い、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが、様式第3号を届け出たハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。

届出時の注意事項等を掲載していますので、ご確認ください。

⇒ [届出時の注意事項](#)

ログインに一定回数失敗した場合、一時的にログインができなくなります。ログインができない場合、時間を置いて再度ご利用をお願いいたします。

お知らせ

【操作マニュアルのご案内】
ハローワークインターネットサービスの「申請等ご利用の方へ」に、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載しています。操作上ご不明点等ございましたら、ご活用ください。

その他、システムメンテナンス等のお知らせについては、以下のリンクからご確認ください。

⇒ [ハローワークインターネットサービス 新着情報・お知らせ](#)

ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザIDをすでにお持ちの方は、ユーザIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意： ユーザIDおよびパスワードは第三者に知られないように大切に管理してください。

ユーザID - -

パスワード

[サービスご利用時の注意](#)

ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

外国人雇用状況届出システムのユーザIDをお持ちでない方は、ユーザIDの新規登録を行ってください。

パスワードを忘れた方はこちらです。

外国人雇用状況届出システムによくあるお問合せを掲載しました。

厚生労働省職業安定局

当ホームページは、Google Chrome、Microsoft Edgeで動作の確認を行っています。

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(2) パスワード再登録依頼

「ユーザID」、「担当者eメールアドレス」、「担当者eメールアドレス（再入力）」に必要事項を入力してください。

入力したメールアドレスにパスワード再登録用のメールを送信しますので、誤りがないか確認し、**確定**ボタンを押下します。

留意事項

ユーザID発行時に登録したeメールアドレスを入力してください。
 なお、登録していたeメールアドレスがご不明な場合は、ハローワークでeメールアドレスの変更を行いますのでご担当者様のメールアドレスをお知らせください。

(3) パスワード再登録依頼完了

パスワード再登録依頼画面に指定したメールアドレスにユーザID 仮登録完了メールが送信されます。メール内に記載されているリンク先からユーザ情報の登録を行ってください。

4. パスワードの変更

パスワードの変更を行います。

(1) 雇用情報メニュー

パスワード変更ボタンを押下します。

(2) パスワード変更

「ユーザID」を確認します。

「現在のパスワード」、「新しいパスワード」及び「新しいパスワード（再入力）」を入力します。

パスワード変更を確定する場合は、**確定**ボタンを押下します。

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

パスワード変更

雇用情報メニュー ログアウト

トップメニュー > 雇用情報メニュー > パスワード変更

操作説明

登録済のユーザIDのパスワードを変更します。現在のパスワードと新しいパスワードを入力してください。
 入力完了したら、「確定」をクリックしてください。

パスワードは半角英数字記号含めて8文字以上32文字以下にしてください。
 英字の大文字／小文字も区別されます。

例) a135#k3y

- ※ 登録するパスワードは個人情報(生年月日など)や他人に推測されやすいパスワードは登録しないでください。
- ※ 当システムで使用するユーザIDやパスワードは他人に教えないでください。
- ※ 当システムで使用するユーザIDに類似したパスワードは使用しないでください。

パスワード変更

ユーザID	XXXX-XXXXXX-X
現在のパスワードの最終更新日時	9999/99/99 99:99:99
現在のパスワード 必須	*****
新しいパスワード 必須	***** (半角英数字記号8文字以上32文字以内)
新しいパスワード(再入力) 必須	***** (再入力)

確定

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(3) パスワード変更完了

メッセージを確認し、パスワードが変更されたことを確認します。

引き続き他の雇用情報に関する業務を行う場合は、**雇用情報メニュー**ボタンを押下してください。

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

パスワード変更完了

ログアウト

トップメニュー > 雇用情報メニュー > パスワード変更 > パスワード変更完了

ユーザIDのパスワードを登録しました。

操作説明

「雇用情報メニュー」をクリックしてください。

ユーザ情報

ユーザID	XXXX-XXXXXX-X
-------	---------------

雇用情報メニュー

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

5. ユーザ情報の変更

ハローワークの統廃合により、ユーザ情報の変更が必要になります。

(1) 外国人雇用状況届出システムトップページ

トップページの「ユーザID」、「パスワード」を入力し、**ログイン**ボタンを押下してください。

厚生労働省

外国人雇用状況届出システム

外国人雇用状況届出とは

事業主の協力を基つき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力需給の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

留意事項

様式第3号（国・地方公共団体の場合は通知様式。以下同じ。）等の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザID及びパスワードを取得することはできません。以前に様式第3号による届出を行い、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが、様式第3号を届けたハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。

届出時の注意事項等を掲載していますので、ご確認ください。

⇒ [届出時の注意事項](#)

ログインに一定回数失敗した場合、一時的にログインができなくなります。ログインができない場合、時間を置いて再度ご利用をお願いいたします。

お知らせ

【操作マニュアルのご案内】

ハローワークインターネットサービスの「申請等をご利用の方へ」に、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載しています。

操作上ご不明点等ございましたら、ご利用ください。

その他、システムメンテナンス等のお知らせについては、以下のリンクからご確認ください。

⇒ [ハローワークインターネットサービス 新着情報・お知らせ](#)

ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザIDをすでにお持ちの方は、ユーザIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意：ユーザIDおよびパスワードは第三者に知られないように大切に管理してください。

ユーザID

パスワード

[サービスご利用時の注意](#)

ログイン

ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

ユーザID新規登録

外国人雇用状況届出システムのユーザIDをお持ちでない方は、ユーザIDの新規登録を行ってください。

パスワード再登録

パスワードを忘れた方はこちらです。

お問合せ

外国人雇用状況届出システムによくあるお問合せを掲載しました。

厚生労働省職業安定局

当ホームページは、Google Chrome、Microsoft Edgeで動作の確認を行っています。

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(2) ユーザ情報変更

必要な修正を行い、**ユーザ情報変更**ボタンを押下してください。

※ 初期情報として該当する事業所情報が表示されます。

① 雇用保険適用事業所の場合

②雇用保険適用事業所以外の場合

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザ情報変更

トップメニュー

トップメニュー > ユーザ情報変更

操作説明

管轄（ローワーク）の結成会に伴い、管轄（ローワーク）が変更になり、事業所番号（ユーザID）が変更となります。

変更は事業所番号（ユーザID）を確認の上、【ユーザ情報変更】を押してください。

管轄（ローワーク）情報

都道府県

ローワーク

事業所情報

変更前事業所番号（ユーザID）

変更後事業所番号（ユーザID）

事業所名

担当者氏名

担当者連絡先電話番号

担当メールアドレス

※ 担当メールアドレスに「@」がありメールアドレスが漏れまませんので、必ず確認してください。

ユーザ情報変更

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (c) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザ情報変更

トップメニュー

トップメニュー > ユーザ情報変更

操作説明

管轄（ローワーク）の結成会に伴い、管轄（ローワーク）が変更になり、事業所番号（ユーザID）が変更となります。

変更は事業所番号（ユーザID）を確認の上、【ユーザ情報変更】を押してください。

管轄（ローワーク）情報

都道府県

ローワーク

事業所情報

変更前事業所番号（ユーザID）

変更後事業所番号（ユーザID）

事業所名

担当者氏名

担当者連絡先電話番号

担当メールアドレス

※ 担当メールアドレスに「@」がありメールアドレスが漏れまませんので、必ず確認してください。

ユーザ情報変更

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (c) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(3) ユーザ情報変更確認

変更内容を確認し、確定する場合は**確定**ボタンを押下してください。

ユーザ情報変更完了画面へ移動します。

変更内容を変更する場合は、**戻る**ボタンを押下し、ユーザ情報変更画面で修正してください。

(4) ユーザ情報変更完了

メッセージを確認し、ユーザ情報が完了したことを確認します。

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザ情報変更完了

トップメニュー > ユーザ情報変更 > ユーザ情報変更確認 > ユーザ情報変更完了

事業所番号(ユーザID)が変更されました。変更完了メールを送信しました。
 次回ログインから、以下の変更後事業所番号(ユーザID)でログインしてください。
 ※次回以降、変更前事業所番号(ユーザID)を使用してもログインできませんのでご注意ください。

操作説明

「トップメニュー」をクリックしてください。

変更完了メール送信先

都道府県	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ハローワーク	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
変更後事業所番号(ユーザID)	XXXX-XXXXXXX
事業所名	XX
担当者メールアドレス	XXXXXXXXXXXX@XXXXXX.jp

※ 担当者メールアドレスに誤りがあるとメールが届きませんので、必ず確認してください。

※ 変更完了メールが届きましたら、メール内容を確認してください。

トップメニュー

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau Ministry of Health, Labour and Welfare

Ⅲ 雇用情報の登録

1. 雇用情報の新規登録

新しく外国人を雇用した場合に、当該外国人の雇用情報を登録する手順です。

留意事項

雇用した外国人が雇用保険被保険者であって、資格取得届により外国人雇用状況届出を行った場合は、本システムでの雇用情報の新規登録は不要です。

(1) 雇用情報メニュー

雇用情報メニューから外国人雇用情報新規登録ボタンを押下します。

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

雇用情報メニュー

トップメニュー > 雇用情報メニュー

事業所情報

事業所番号XXXXXXXX-XX
事業所名XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

メニュー

該当する雇用情報の登録・更新、離職情報を登録してください。
なお、雇用保険の被保険者資格取得済(又は資格喪失前)において、「外国人雇用状況届出」に関する事項(氏名、右留資格、右留期限、国籍・地域等)を記載して届け出した場合は、改めて外国人雇用状況届出システムで雇用情報(離職時は離職情報)を登録する必要はありません。

外国人雇用情報新規登録

新しく外国人の方を雇い入れた場合は、「外国人雇用情報新規登録」をクリックし、雇用情報を登録してください。
雇用保険の被保険者である者については、雇用保険被保険者番号が通知された後に登録してください。

外国人雇用情報新規登録（複数）

新しく雇い入れた外国人をまとめて登録したい場合は、「外国人雇用情報新規登録（複数）」をクリックし、雇用情報を登録してください。
雇用保険の被保険者である者については、雇用保険被保険者番号が通知された後に登録してください。
[複数登録用CSVサンプル / 雇用情報複数登録手順書](#)

外国人雇用情報修正

外国人の雇用情報を変更する場合は、「外国人雇用情報修正」をクリックし、一覧から該当者を選択し、雇用情報を修正してください。

外国人離職情報登録

外国人の離職者がある場合は、「外国人離職情報登録」をクリックし、一覧から該当者を選択し、離職情報を登録してください。

事業所情報修正

登録済の事業所情報を修正する場合は、「事業所情報修正」をクリックし、内容の修正を行ってください。

パスワード変更

パスワード最終更新日は「[9999/99/99](#)」です。
パスワードを変更する場合は、「パスワード変更」をクリックし、パスワード変更を行ってください。

届け出るべき事項は、登録画面の案内に従ってください。

平成19年10月1日より以前に雇い入れた者の届出については、「外国人雇用情報新規登録」から行ってください。
届出時の注意事項等を掲載していますので、ご確認ください。
⇒ [届出時の注意事項](#)

厚生労働省職業安定局

(2) 雇用情報新規登録

外国人労働者を雇入れた場合、この画面において雇用情報の新規登録を行います。
登録する雇用情報を入力し、**外国人雇用情報新規登録**ボタンを押下します。
入力内容にエラーがある場合はエラー内容を画面へ表示します。

留意事項 1

氏名（ローマ字）は、在留カードどおりのローマ字氏名で入力してください。
在留期間及び生年月日において、数字1桁を入力する際は、頭に0を付けてください。
（例）生年月日が1986年1月1日の場合、1986（年）01（月）01（日）。

留意事項 2

外国人労働者の雇入れ日から在留期間が、「参考 資格ごとに定める在留期限」を超える場合にはエラーとなりますので、在留期間が正しいかご確認ください。

[illegible]

(3) 雇用情報新規登録確認画面

雇用情報新規登録画面にて入力した雇用情報を確認します。
内容を確認し、確定する場合は確定ボタンを押下します。

留意事項 二重登録について

同一人物の可能性のある雇用情報が登録済みの場合、注意メッセージ及び該当データが一覧として5件まで表示されます。

登録内容に誤りがない場合は、**確定**ボタンを押下すると、雇用情報新規登録完了画面へ移動し、登録が完了します。

変更の必要がある場合は **戻る** ボタンを押下します。

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

雇用情報新規登録確認

雇用情報メニュー

ログアウト

トップメニュー > 雇用情報メニュー > 雇用情報新規登録 > 雇用情報新規登録確認

同一事業所に雇入れ中の外国人が以下のとおり存在します。

N件 / N件

No.	雇用保険 被保険者番号	氏名 (ローマ字)	在留期間 (西暦)	雇入れ日 (西暦)	在留資格	国籍・地域
1	9999-999999-9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	9999年09月09 日	9999年09月09 日	99.NNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNN	NNNNNNNNNNNNNN
2	9999-999999-9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	9999年09月09 日	9999年09月09 日	99.NNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNN	NNNNNNNNNNNNNN
3	9999-999999-9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	9999年09月09 日	9999年09月09 日	99.NNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNN	NNNNNNNNNNNNNN
4	9999-999999-9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	9999年09月09 日	9999年09月09 日	99.NNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNN	NNNNNNNNNNNNNN
5	9999-999999-9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	9999年09月09 日	9999年09月09 日	99.NNNNNNNNNNNNNNNNN NNNNNNNNNN	NNNNNNNNNNNNNN

操作説明

登録する外国人の雇用情報を確認してください。誤りがなければ「確定」をクリックしてください。
誤りがある場合は「戻る」をクリックして修正してください。

事業所情報

事業所番号

事業所名

雇用情報

氏名(ローマ字) 必須

アルファ(カタカナ) 必須

在留資格 必須

備考

戻る

確定

▲このページのトップへ

厚生労働省職業安定局

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

補足 2

雇入れ日が 2020 年 2 月 29 日以前であって在留カード番号が未入力である場合、警告メッセージが表示されますが、登録内容に誤りがない場合は、**確定**ボタンを押下します。

変更の必要がある場合は**戻る**ボタンを押下します。

[illegible]

外国人の雇用情報を続けて登録ボタンをクリックすることにより、雇用情報を続けて入
できます。

(2025.1)

(1) 雇用情報メニュー

[illegible]

なお、離職日を登録済みの雇用情報は表示されません。

雇用情報の修正を行う場合は、修正する雇用情報の修正ボタンを押下します。

(2025.1)

ハローワークにおいて雇用情報の削除を行いますので、離職情報の入力等はせず、管轄のハローワークへご連絡いただきますようお願いいたします。

入力内容にエラーがある場合はエラー内容を画面へ表示します。

(2025.1)

補足 1

[illegible]

変更の必要がある場合は戻るボタンを押下します。

(2025.1)

雇用情報一覧ボタンを押下し、雇用情報一覧画面へ戻ってください。

(2025.1)

3. 離職情報の登録

登録済みの外国人が離職した場合に、離職情報の登録を行う手順です。

留意事項

雇用した外国人が雇用保険被保険者であって、資格喪失届により外国人雇用状況届出を行った場合に、本システムでの離職情報の登録は不要です。

(1) 雇用情報メニュー

雇用情報メニューから外国人離職情報登録ボタンを押下します。

[illegible]

なお、離職日を登録済みの雇用情報は表示されません。

離職情報の登録を行う場合は、離職情報登録を行う雇用情報の**離職**ボタンを押下してください。

(2025.1)

ハローワークにおいて離職情報の取消を行いますので、管轄のハローワークへご連絡いただきますようお願いいたします。

離職情報の必要事項を入力後、**外国人離職情報登録**ボタンを押下します。
入力内容にエラーがあった場合はエラー内容を画面へ表示します。

(2025.1)

(4) 離職情報登録確認

離職情報登録画面にて入力した離職情報を表示します。

離職情報の登録を確定する場合は**確定**ボタンを押下してください。

補足 1

在留カードのローマ字氏名がご不明な場合は、**確定**ボタンを押下します。

変更の必要がある場合は戻るボタンを押下します。

[illegible]

変更の必要がある場合は戻るボタンを押下します。

41

引き続き離職情報の登録を行う場合は、**離職情報入力一覧**ボタンを押下し、離職情報入力一覧画面へ戻ってください。

42

4. 雇用情報の複数登録

新たに雇入れた外国人の雇用情報を一括して登録するための手順です。

詳細は「雇用情報メニュー」画面の「雇用情報複数登録手順書」を参照してください。

なお、離職情報については複数登録できませんので、「3. 離職情報の登録」の手順により登録を行ってください。

(1) 雇用情報メニュー

雇用情報メニューから外国人雇用情報新規登録（複数）ボタンを押下します。

(2) 雇用情報複数登録

参考情報

1 つのファイルで登録可能な雇用情報の最大件数は 100 件です。101 件以上の雇用情報を登録する場合、ファイルを複数に分けて（100 件単位で分けて）作成し、ファイルごとに CSV ファイルの読込を行ってください。

「ファイルの選択」ボタンを押下し、CSV ファイルを選択後、**読込**ボタンを押下してください。

The screenshot shows the '雇用情報複数登録' (Multiple Employment Information Registration) page. The page has a purple header with the title and navigation links '雇用情報メニュー' and 'ログアウト'. Below the header is a breadcrumb trail: 'トップメニュー > 雇用情報メニュー > 雇用情報複数登録'. The main content area is divided into two sections: '操作説明' (Operation Instructions) and 'ファイル入力項目' (File Input Items). The '操作説明' section contains instructions on selecting a CSV file and clicking '読込' (Load). The 'ファイル入力項目' section has a 'ファイル名' (File Name) label and a 'ファイルの選択' (Select File) button. Below the 'ファイルの選択' button, the text 'NNNNNNNNNNNNNNNN.csv' is displayed. A red box highlights the '読込' (Load) button. At the bottom right, the text '厚生労働省職業安定局' (Ministry of Health, Labour and Welfare, Labour Standards Bureau) is visible. The footer contains the copyright notice: 'All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare'.

(2025.1)

入管法改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴う在留資格のチェックに該当する場合（※）、次の画面のような注意メッセージ表示されるが、登録内容に誤りがない場合は、**登録**ボタンを押下します。

登録しない場合は登録せずに次へボタンを押下します。

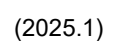
(※) 在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」、及び特定活動のうち「高度学術研究活動」「高度専門・技術活動」「高度経営・管理活動」を選択した場合に表示される。

[illegible]

雇入れ日が 2020 年 2 月 29 日以前の場合であって在留カード番号が未入力である場合、警告メッセージが表示されますが、登録内容に誤りがない場合は、**確定**ボタンを押下します。変更の必要がある場合は**戻る**ボタンを押下します。

[illegible]

ログイン画面より **お問合せ** ボタンを押下してください。



2. サービスご利用時の注意

サービスご利用時の注意を掲載しています。

ログイン画面より[サービスご利用上の注意](#)リンクを押下してください。



3. 参考 資格ごとに定める在留期限

※2024 年 9 月末現在

No.	資格ごとに定める在留期限	在留資格名
1	5年	技術・人文知識・国際業務 技術（廃止済） 人文知識・国際業務（廃止済） 企業内転勤 教育 教授 技能 高度専門職1号 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者 特定活動（外国人調理師） 特定活動（ハラル牛肉生産） 特定活動（本邦大卒者） 特定活動（日系四世） 特定活動（高度学術研究活動） 特定活動（高度専門・技術活動） 特定活動（高度経営・管理活動） 特定活動（高度人材外国人の就労配偶者） 特定活動（その他） 家族滞在 芸術 宗教 報道 経営・管理 法律・会計業務 医療 介護 研究
2	4年3か月	留学
3	3年	特定活動（EPA） 特定活動（家事支援） 特定活動（農業） 興行 文化活動 特定技能2号（ビルクリーニング） 特定技能2号（工業製品製造業） 特定技能2号（建設）

外国人雇用状況届出システム操作マニュアル

No.	資格ごとに定める在留期限	在留資格名
		特定技能2号（造船・舶用工業） 特定技能2号（自動車整備） 特定技能2号（航空） 特定技能2号（宿泊） 特定技能2号（農業） 特定技能2号（漁業） 特定技能2号（飲食料品製造業） 特定技能2号（外食業）
4	1年	技能実習 特定活動（ワーキングホリデー） 特定活動（建設分野） 特定活動（造船分野） 特定活動（製造分野） 特定活動（就労可） 研修 特定技能1号（介護） 特定技能1号（ビルクリーニング） 特定技能1号（工業製品製造業） 特定技能1号（素形材産業）（廃止済） 特定技能1号（産業機械製造業）（廃止済） 特定技能1号（電気・電子情報関連産業）（廃止済） 特定技能1号（建設） 特定技能1号（造船・舶用工業） 特定技能1号（自動車整備） 特定技能1号（航空） 特定技能1号（宿泊） 特定技能1号（農業） 特定技能1号（漁業） 特定技能1号（飲食料品製造業） 特定技能1号（外食業） 特定技能1号（自動車運送業） 特定技能1号（鉄道） 特定技能1号（林業） 特定技能1号（木材産業）
5	6か月	特定活動（就職活動）
6	90日	短期滞在
7	無期限	高度専門職2号 永住者

※在留資格「被監理者」「仮滞在許可者」について、当該システムでは「無期限」ではなく「不明」の取扱いとなっているため、当該一覧には掲載しない

※在留資格「特定技能1号（木材産業）」は2024年12月1日、「特定技能1号（林業）」は2025年2月1日が法施行日です。

4. 参考 よくある質問

本システムについてお問合せいただくご質問とご回答を掲載いたします。

(1) インターネットによる届出に変更したい

質問

様式第3号の届出用紙を利用してハローワークで届出を行っているが、インターネットによる届出に変更したいがどうすればよいか教えてください。

回答

様式第3号の届出用紙で届出を行ったことのある事業主の方は、本システムからユーザID及びパスワードを取得することができません。

ハローワークでユーザID新規登録の手続きを行いますので、お手数ですが上記届出を行ったハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。

(2) 本システムからはユーザIDの新規登録ができません

質問

本システムのトップページの『ユーザID新規登録』を押下しユーザ情報登録の手続きを進めると「ユーザ情報が既に登録されています。」とメッセージが表示されました。メッセージが表示されたので、『パスワード再登録』の手続きで事業所情報を入力したが、「登録されていません」とメッセージが表示されました。どうすればよいか教えてください。

回答

資格取得届、資格喪失届及び様式第3号の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、本システムからはユーザIDの登録手続きができません。

お手数ですが、ハローワークでユーザID登録の手続きを行いますので、上記届出を行ったハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。

(3) 利用していたユーザID、パスワード、メールアドレスを忘れました

質問

いままでの担当者が変更になり、本システムで利用するユーザID、パスワード、メールアドレスがわからなくなりました。

回答

管轄のハローワークまでお問合せください。ハローワークにて、事業所情報が登録されているか確認します。

未登録の場合は、仮登録メールを送信しますので、本登録の手続きを行ってください。

登録済みの場合は、登録済みのメールアドレスを確認しパスワード再登録を行います。

(4) パスワードがわかりません

質問

雇用情報を登録していた担当者が変更になり、登録しているユーザIDはわかりませんが、パスワードとユーザID発行時のメールアドレスがわからなくなりました。

回答

パスワード再登録の手続きに使用するメールアドレスは、ユーザID発行時に使用したメールアドレスが必要になります。メールアドレスの変更は、事業主の方ではできないので、管轄のハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様の変更後のメールアドレスをお知らせください。

(5) 同一人物の雇用情報を誤って二重に登録してしまった

質問

雇用情報の登録時に同一人物を誤って二重に登録してしまいました。どのように対処すればよいか教えてください。

回答

ハローワークで二重に登録した雇用情報の削除を行いますので、管轄のハローワークまでお問合せください。

(6) 誤って離職情報を登録してしまった

質問

離職情報登録時に誤って離職日を入力し登録してしまいました。どのように対処すればよいか教えてください。

回答

ハローワークで離職情報の取消を行いますので、管轄のハローワークまでお問合せください。

(7) 在留カード番号がわかりません

質問

在留期間が短期のため、在留カードが発行されない外国人労働者の雇用情報を新規登録したい。どのように対処すればよいか教えてください。

回答

管轄のハローワークまでお問合せください。

(8) 在留カード番号に誤りがあります、と表示されます

質問

在留カード番号を入力して登録ボタンを押すと、「在留カード番号に誤りがあります」というエラーが表示されます。どのように対処すればよいか教えてください。

回答

存在し得ない在留カード番号が入力された場合に、当該エラーが表示されます。外国人労働者本人の在留カードに記載されている在留カード番号とシステムに入力した在留カード番号に誤りがないかどうか、再度ご確認ください。

なお、出入国在留管理庁のホームページにおいて、在留カード番号が有効か否かを確認することができます。

(出入国在留管理庁ホームページ)

<https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>

(9) 被監理者・仮滞在許可者の場合の入力方法を教えてください

質問

被監理者・仮滞在許可者の場合の入力方法を教えてください。

回答

被監理者・仮滞在許可者の場合、在留資格は不明を選択し、在留カード番号は空欄としてください。その上で、備考欄に「在留資格 被監理者」又は「在留資格 仮滞在許可者」と入力をしてください。